

平成24年9月10日

志賀原子力発電所 管理区域における警報付ポケット線量計の未着用について

本日、北陸電力(株)から、平成24年8月8日、社員2名が警報付きポケット線量計を着用せずに管理区域（固体廃棄物貯蔵庫）へ立ち入るという社内規定に抵触する事象があったとの報告がありましたので、お知らせします。

本件は、個人の被ばく線量を管理するためのガラスバッジ（積算線量計）を着用しており被ばく評価上の問題はないことから、法令に違反するものではなく、また、「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（安全協定）」や「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」に基づく連絡対象事象でもありませんが、連絡基準に係る覚書の定例報告（原則、翌月10日までに報告）に併せて報告があったものです。

8月分の連絡基準に係る覚書の定例報告に該当する事象（連絡区分Ⅲ）はありませんでした。

原子力安全対策室
県庁内線 4234
直 通 076(225)1465